

福祉避難所管理運営委託契約書

輪島市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の管理運営の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、年 月 日に締結した災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（以下「協定」という。）に基づき設置した福祉避難所の管理運営を乙に委託し、乙は、これを受託するとともに、信義に従い誠実に契約を履行するものとする。

（管理運営）

第2条 乙は、協定第2条各号に掲げる業務を履行しなければならない。

（委託料）

第3条 甲は、福祉避難所の管理運営の委託料を乙に支払う。

2 前項の委託料は、協定第4条第1項に掲げる費用とし、同第1号及び第2号の費用については、積算したものを予め書面で甲に提出し、了承を得るものとする。また、同第3号の費用については、実費相当額とする。

（委託料の支払い）

第4条 乙は、当該事業に要した費用を毎月業務終了後、速やかに甲に請求するものとする。

2 前条の委託料に含まれない消耗品等が必要となった場合、乙は甲の了承を得て、甲を支払人として直接それらを購入できるものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合については、この限りでない。

（業務実施の指示）

第7条 甲は、業務委託について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

（個人情報保護）

第8条 乙及び介助員等は、委託業務の実施にあたり業務上知り得た福祉避難所への避難者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。また個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければ

ばならない。

(関係書類の整備)

第9条 乙は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(報告書の提出)

第10条 乙は、毎月の受託業務の実施状況を甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定に係わらず乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約又は本契約に基づく指示に違反し、この契約の目的を達成することができないと認めるときは、この契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第12条 本契約に定める事項、その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

(委託期間)

第13条 本契約の期間は、平成 年 月 日から福祉避難所が閉鎖されるまでの間とする。ただし、委託料は当該年度の予算に拘束されるものであり、翌年度以降の予算を拘束するものではない。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 委託者	所在地	輪島市二ツ屋町2字29番地
	名称	輪島市
	代表者職氏名	輪島市長
(乙) 受託者	所在地	
	名称	
	代表者職氏名	